

酪農学園大学大規模災害特別授業料等免除規程

2016年10月13日
規程2016-14号
2026年2月13日
改正規程2025-230号

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学（大学院を含む。以下「本学」という。）の学生のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害による経済的理由から修学が著しく困難になった者に対する授業料、実験実習料及び施設設備費の免除について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の決定)

第2条 学生支援課は、発生した災害に係る本規程の適否について、内閣府による災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の決定を受けて次条以降の免除手続きを行う。

(資格)

第3条 学生の学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合は、免除対象とする。

- (1) 災害のうち自宅の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、全焼、半焼、床上浸水又は床下浸水を受け、災害救助法適用地域にある場合
- (2) 前号と同等の災害を受け、災害救助法適用地域の近隣地域にある場合

(免除内容)

第4条 免除対象に決定された者の免除内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自宅の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全焼、半焼については、「授業料、実験実習料及び施設設備費」の年額の2分の1以内
 - (2) 自宅の準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水については、「授業料、実験実習料及び施設設備費」の年額の4分の1以内
- 2 前項の免除額は、災害の規模、甚大性、対象範囲を考慮し、教育運営に支障を及ぼすことのない範囲で、学生支援委員会で審査し、その結果に基づき、学長が決定する。
- 3 第3条の免除対象者は、他の減免措置との重複適用を受けることができ、また免除額の算出においても他の減免の影響は受けない。

(申請)

第5条 免除希望者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 災害等支援特別授業料等免除申請書（本学様式）
 - (2) 罹災証明書（自治体等の公的機関の発行するもの）。ただし、証明書の発行が遅れる場合は、後日提出する旨の確約書で代替することができる。
 - (3) その他本学が必要とする証明書
- 2 申請書類の提出期限は、罹災状況を考慮して、本学が定める期限日までとする。

(免除期間)

第6条 免除期間は、当該年度のみとする。

(審査)

第7条 第5条の申請は学生支援委員会で審査し、学生支援課が同審査結果を学長に報告する。

(決定)

第8条 免除者は、学長が前条の審査結果に基づき選考した候補者について決定し、学資負担者及び学生に通知する。

(資格の取消)

第9条 次の各号の何れかに該当するときは、免除の資格を取り消し、免除した授業料、実験実習料及び施設設備費を徴収する。

- (1) 本学学則に定める懲戒に関する処分を受けたとき。
- (2) 免除申請内容に虚偽の記載が判明したとき。

(事務局)

第10条 免除に関する取扱事務は、学生支援課で行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるものの他、免除に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会の議の後、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2016 年10 月13 日規程2016-14 号)

- 1 この規程は、2016 (平成28) 年10 月13 日から施行する。
- 2 2016 (平成28) 年度熊本地震 (激甚災害法・平成28 年政令第207 号指定) 以降に発生した災害に適用する。

附 則 (2018 年4 月1 日改正規程2018-23 号)

この規程は、2018 (平成30) 年4 月1 日から施行する。

附 則 (2018 年10 月1 日改正規程2018-55 号)

この規程は、2018 (平成30) 年10 月1 日から施行する。

附 則 (2020 年4 月1 日改正規程2020-12 号)

- 1 この規程は、2020 年4 月1 日から施行する。
- 2 第1 条、第4 条第2 項及び第9 条の規定は、2020 年度入学生から適用し、2019 年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

附 則 (2023年6 月29日改正規程2023-202号)

この規程は、2023年6 月29日から施行する。

附 則 (2026年2 月13日改正規程2025-230号)

この規程は、2026年4 月1 日から施行する。